項を同条第五項とし、同条第十二項中「第三十七条の十四の二第五項第三号」を「第三十七条の十四の三第五項第三号」に、「第百六十五条」を「第百六十五条第一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十三項中「第三十七条の十四の二第五項第五号」を「第三十七条の十四の三第五項第五号」に、「第三十七条の十四の二第三項」を「第三十七条の十四の三第三項」に、「第百六十五条」を「第百六十五条第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項中「第十一項及び第十二項」を「第五項及び第六項」に、「第二百八十条及び第二百九十一条」を「第二百八十条第二項」を「同条第一項第四号」に、「第三十七条の十四の二第一項」を「第三十七条の十四の三第一項」に改め、「、同令第二百九十一条第一項第三号中「第二百八十条第二項」とあるのは「租税特別措置法施行令第二十五条の十四第十四項（合併等により外国親法人株式の交付を受ける場合の課税の特例）の規定により読み替えられた第二百八十条第二項」と」を削り、「第三十七条の十四の二第五項第三号」を「第三十七条の十四の三第五項第三号」に、「第三十七条の十四の二第五項第五号」を「第三十七条の十四の三第五項第五号」に、「第二十五条の十四第九項第一号」を「第二十五条の十四第九項第二号」に改め、同項第二号中「第三十七条の十四の二第五項第一号」を「第三十七条の十四の三第五項第一号」に、「第三十七条の十四の二第五項第三号」を「第三十七条の十四の三第五項第三号」に改め、同項第四号中「第二十五条の十四第九項第三号」を「第二十五条の十四第九項第四号」に、「第三十七条の十四の二第六項」を「第三十七条の十四の三第六項」に、「第二十五条の十四第九項第五号」を「第二十五条の十四第九項第五号」に改め、同項第六号中「第二十五条の十三」の下に「（前条第十七項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第一項中」を「第二十五条の十三第一項中」に、「第三十七条の十四の二第一項」を「第三十七条の十四の三第一項」に、「第三十七条の十四の二第五項第一号」を「第三十七条の十四の三第五項第一号」に、「第三十七条の十四の二第五項第三号」を「第三十七条の十四の三第五項第三号」に、「第三十七条の十四の二第五項第五号」を「第三十七条の十四の三第五項第五号」に、「第二十五条の十四第九項第六号」を「第二十五条の十四第九項第六号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十六項中「第三十七条の十四の二第五項第一号」を「第三十七条の十四の三第五項第一号」に、「第三十七条の十四の二第五項第二号」を「第三十七条の十四の三第五項第二号」に、「第三十七条の十四の二第五項第四号」を「第三十七条の十四の三第五項第四号」に改め、同項を同条第十項とする。

第二十五条の十四の二第一項中「第三十七条の十四の三第一項」を「第三十七条の十四の四第一項」に、「第百六十五条」を「第百六十五条第一項」に改め、同条第二項中「第三十七条の十四の四第二項」に、「第百六十五条第二項」を「第三十七条の十四の四第三項」に、「第百六十五条第一項」に改め、同条第四項中「第二百八十条及び第二百九十一条」を「第二百八十一条」に、「同令第二百八十一条第二項」を「同条第一項第四号」に、「第三十七条の十四の三第一項」に改め、「、同令第二百九十一条第一項第三号中「第二百八十条第二項」とあるのは「租税特別措置法施行令第二十五条の十四第十四項第二号」に改め、同条第五項各号列記以外の部分中「第三十七条の十四の二第一項」を「第三十七条の十四の四第一項」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四の三第一項」を「第三十七条の十四の四第一項」に改め、同項第二号中「第三十七条の十四の三第二項」を「第三十七条の十四の四第二項」に改め、同項第三号中「第三十七条の十四の三第三項」を「第三十七条の十四の四第三項」に改め、同項第四号中「第三十七条の十四の三第四項」を「第三十七条の十四の四第四項」に改め、同項第五号中「第三十七条の十四の三第五項」を「第三十七条の十四の四第五項」に改め、同項第六号中「第二十五条の十三」の下に「（第二十五条の十三の八第十七項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第十項第二号を「第二十五条の十三第十項第三号」に、「第三十七条の十四の三第一項」を「第三十七条の十四の四第一項」に、「第三十七条の十四の三第三項」を「第三十七条の十四の四第三項」に改め、同項第六号中「第二十五条の十三」の下に「（第二十五条の十三の八第十七項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第十項第二号を「第二十五条の十三第十項第三号」に、「第三十七条の十四の三第一項」を「第三十七条の十四の四第一項」に、「第三十七条の十四の三第三項」を「第三十七条の十四の四第三項」に改め、同項第六号中「第二十五条の十三」の下に「（第二十五条の十三の八第十七項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第十項第二号」を「第二十五条の十三第十項第三号」に、「第三十七条の十四の三第一項」を「第三十七条の十四の四第一項」に、「第三十七条の十四の三第二項」を「第三十七条の十四の四第二項」に改め、同項第七号中「第二十五条の十三」の下に「（第二十五条の十三の八第十七項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第十項第二号」を「第二十五条の十三第十項第三号」に、「第三十七条の十四の三第三項」を「第三十七条の十四の四第三項」に改め、同項第八号中「第二十五条の十三」の下に「（第二十五条の十三の八第十七項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第十項第二号」を「第二十五条の十三第十項第三号」に、「第三十七条の十四の三第四項」を「第三十七条の十四の四第四項」に改め、同項第九号中「第二十五条の十三」の下に「（第二十五条の十三の八第十七項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第十項第二号」を「第二十五条の十三第十項第三号」に、「第三十七条の十四の三第五項」を「第三十七条の十四の四第五項」に改め、同項第十号中「第二十五条の十三」の下に「（第二十五条の十三の八第十七項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第十項第二号」を「第二十五条の十三第十項第三号」に、「第三十七条の十四の三第六項」を「第三十七条の十四の四第六項」に改め、同項第十一号中「第二十五条の十三」の下に「（第二十五条の十三の八第十七項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第十項第二号」を「第二十五条の十三第十項第三号」に、「第三十七条の十四の三第七項」を「第三十七条の十四の四第七項」に改め、同項第十二号中「第三十七条の十四の三第一項」を「第三十七条の十四の四第一項」に改め、同項第十三号中「第三十七条の十四の三第一項」を「第三十七条の十四の四第一項」に、「第三十七条の十四の三第二項」を「第三十七条の十四の四第二項」に改め、同項第十四号中「第二十五条の十三」の下に「（第二十五条の十三の八第十七項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第十項第二号」を「第二十五条の十三第十項第三号」に、「第三十七条の十四の三第一項」を「第三十七条の十四の四第一項」に、「第三十七条の十四の三第二項」を「第三十七条の十四の四第二項」に改め、同項第十五号中「第二十五条の十三」の下に「（第二十五条の十三の八第十七項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第十項第二号」を「第二十五条の十三第十項第三号」に、「第三十七条の十四の三第三項」を「第三十七条の十四の四第三項」に改め、同項第十六号中「第二十五条の十三」の下に「（第二十五条の十三の八第十七項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第十項第二号」を「第二十五条の十三第十項第三号」に、「第三十七条の十四の三第四項」を「第三十七条の十四の四第四項」に改め、同項第十七号中「第二十五条の十三」の下に「（第二十五条の十三の八第十七項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第十項第二号」を「第二十五条の十三第十項第三号」に、「第三十七条の十四の三第五項」を「第三十七条の十四の四第五項」に改め、同項第十八号中「第二十五条の十三」の下に「（第二十五条の十三の八第十七項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第十項第二号」を「第二十五条の十三第十項第三号」に、「第三十七条の十四の三第六項」を「第三十七条の十四の四第六項」に改め、同項第十九号中「第二十五条の十三」の下に「（第二十五条の十三の八第十七項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第十項第二号」を「第二十五条の十三第十項第三号」に、「第三十七条の十四の三第七項」を「第三十七条の十四の四第七項」に改め、同項第二十号中「第二十五条の十三」の下に「（第二十五条の十三の八第十七項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第十項第二号」を「第二十五条の十三第十項第三号」に、「第三十七条の十四の三第八項」を「第三十七条の十四の四第八項」に改め、同項第二十一号中「第二十五条の十三」の下に「（第二十五条の十三の八第十七項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第十項第二号」を「第二十五条の十三第十項第三号」に、「第三十七条の十四の三第九項」を「第三十七条の十四の四第九項」に改め、同項第二十二号中「第二十五条の十三」の下に「（第二十五条の十三の八第十七項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第十項第二号」を「第二十五条の十三第十項第三号」に、「第三十七条の十四の三第十項」を「第三十七条の十四の四第十項」に改める。

第二十五条の二十八第一項第一号中「第二条第十二号の七の四」を「第二条第十二号の七の二」に改め、同項第三号中「第二条第十二号の七の三」を「第二条第十二号の七の二」に、「同条第十二号の六の七」を「同条第十二号の六の七」に改める。

第二十五条の三十一第四項中「第四十条の七第九項」を「第四十条の七第十項」に、「及び第七項及び第八項」を「、第七項及び第八項」に改め、同条第五項中「及び第七項」を「、第七項及び第八項」に改める。

第二章第八節の五を同章第八節の六とする。

第二十五条の十九第一項第二号中「百分の二十以下」を「百分の二十未満」に改め、同条第二項第一号イ中「第二十三条第一項第一号」の下に「及び第二号」を加え、「同号」を「これらの号」に改め、同項第二号ロ中「第百六十二条に規定する条約」を「第百六十二条第一項に規定する租税条約」に改める。

第二十五条の二十第四項第二号中「（株式」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。以下この節及び次節において同じ。）」を加える。

第二十五条の二十一第三項第二号中「第二百二十二条の二第四項第三号」を「第二百二十二条の二第四項第二号」に改める。

第二十五条の二十二第二項各号列記以外の部分中「外国法人」を「法人」に改め、「百分の二十五」の下に「（当該法人が内国法人である場合には、百分の五十）」を加え、同項第一号中「外国法人を」を「法人を」に、「当該外国法人」を「当該法人」に改め、同項第二号及び第三号並びに同条第三項中「外国法人」を「法人」に改め、同条第四項中「場合」の下に「で、かつ、当該統括会社の当該事業年度終了の時において有する当該統括会社に係る外国法人である被統括会社の株式等の当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額の当該統括会社の当該事業年度終了の時において有する当該統括会社に係る被統括会社の株式等の当該貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額に対する割合又は当該統括会社の当該事業年度における当該統括会社に係る外国法人である被統括会社に対して行う統括業務に係る対価の額の合計額の当該統括会社の当該事業年度における当該統括会社に係る被統括会社に対して行う統括業務に係る対価の額の合計額に対する割合のいずれかが百分の五十を超える場合」を加え、同項第一号中「二以上の被統括会社」を「複数の被統括会社（外国法人である二以上の被統括会社を含む場合に限る。）」に改め、同条第七項第一号中「同条第十二号の七の四」を「同条第十二号の七の二」に改め、同項第三号中「第二条第十二号の七の三」を「第二条第十二号の七の二」に、「同条第十二号の六の七」に改め、同条第十項中「被統括会社」を「外国法人である被統括会社」に改め、同条第十三項中「外国法人」を「法人」に改める。